

# 総括



# I 富士市の概要

## 1 市のあらまし

現在の富士市は、昭和41年（1966年）11月1日、隣市2市1町（吉原市、富士市、鷹岡町）の合併により市制施行し、平成20年11月1日に富士川町と合併しました。

市域は、北に霊峰「富士」と愛鷹連山、西に富士川、東に浮島ヶ原、南には駿河湾を望み、優れた景観に恵まれた素晴らしい自然環境の下にあります。また、豊かな森林資源により涵養された良質豊富な水資源（地下水、湧水）により、古くから「駿河半紙」の伝統を生かした製紙業が勃興し、以来、製紙工業が発展を遂げ、全国有数の“紙のまち”として発展してきました。

また、これまでの経済成長及び運輸交通等の産業基盤整備と相まって、電気、輸送用機械、化学薬品、食料品等の非用水型工業とともに商業やその他の産業も発展し、県下有数の工業都市となりました。

## 2 位置・面積

本州の中央部・富士山南麓に位置し、東京へ146km、大阪へ410km、静岡市へ34kmの距離にあり、富士山周辺、箱根、伊豆半島への玄関口としても便利な位置にあります。

総面積244.95km<sup>2</sup>は静岡県の面積の3.1%を占め、県内で8番目の面積を持つ自治体となります。このうち1/3は山林で占められ、次いで宅地、田畑の順となっています。広大な富士・愛鷹山麓の森林資源に恵まれた林業並びに都市近郊農業も盛んに行われています。

図-1 富士市の位置

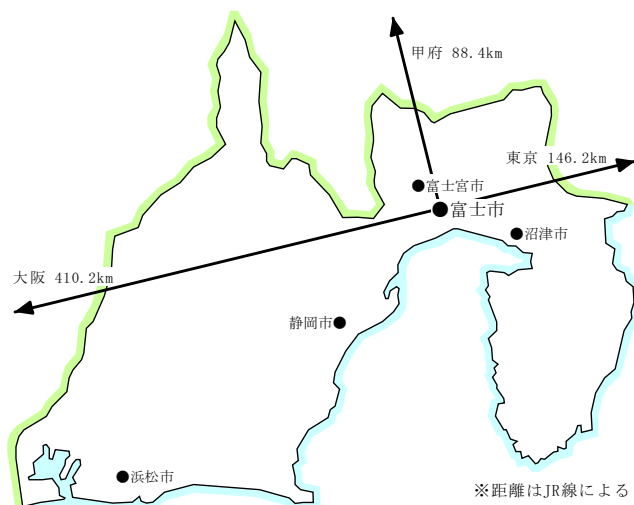


表-1 位置及び広がり

区分	位置及び広がり
面積	244.95km <sup>2</sup>
広がり	東西 23.2km 南北 27.1km
極東	東経 138度48分44秒
極西	東経 138度33分28秒
極南	北緯 35度06分54秒
極北	北緯 35度21分32秒

### 3 地形・地質

北に高く南に低い単純傾斜地形ですが、海岸から富士山頂付近までの標高の高低差は極めて特徴的で、南北 27.1km 間に標高 0m から 3,680m（国土地理院 2 万 5 千分の 1 地形図による）に渡っています。

景観の上からは、富士・愛鷹火山が次第に傾斜を減じて緩やかな南面傾斜の山麓部を形成して平野部と低湿地帯に接し、海岸部には砂丘が発達しています。

平野部は富士川の流送堆積物により形成された加島平野が幅 3～5km、デルタ状に約 1/500 の緩やかな勾配をもって西から東に向かうにつれ低くなり、浮島ヶ原に接しています。

東西 10km の海岸部には、標高 15m 前後、幅 200～300m の砂丘が発達し、東部では、この内陸側に低湿地帯（浮島ヶ原）が形成されています。

地質は、主に富士・愛鷹火山系噴出物と河川流送堆積物からなり、溶岩・砂礫・粘土等が地域ごとに多様な地質と水系をなしています。


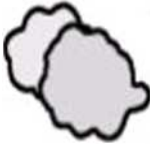

河川は、富士川・沼川をはじめとして潤井川・富士早川・和田川などが駿河湾に流入しています。

### 4 気象

市域の大半は、海の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候となっています。夏は雨が多く、山麓では、時に濃霧が発生します。冬には晴天が続く、平野部での降雪はほとんど見られませんが、山間の一部は高山特有の気候を示しています。

風は全般的に弱く、移動性高気圧に覆われたときは、概ね 9 時頃と 18 時頃を境に海陸風が発生します。

図－2 天気の日数と割合

晴	曇	雨
		
191 日 52.3%	126 日 34.5%	48 日 13.2%

表－2 富士市の気象データ

気 温 (°C)			1 日平均 湿度 (%)	1 日平均 風速 (m/s)	年間 降水量 (mm)
平均	最高	最低			
17.2	34.7	-1.5	77.7	2.7	2244.5

(令和 4 年 1 月～12 月：富士市消防本部観測)

## 5 運輸・交通

本州の中央部という地理的優位にあって、各種輸送交通機関の体系が整備され、経済のみならず、富士市の多方面に渡る活力の基幹となっています。

表－3 東名富士・新東名新富士インター利用台数

年度	東名富士インター利用台数	年度	新東名新富士インター利用台数
	出入り台数（台）		出入り台数（台）
H20	8,817,047	—	—
H21	9,077,875	—	—
H22	9,224,933	—	—
H23	9,313,405	—	—
H24	6,343,493	H24	4,790,804
H25	6,367,024	H25	5,282,355
H26	6,067,886	H26	5,055,237
H27	6,120,143	H27	5,137,549
H28	6,263,914	H28	5,329,338
H29	6,151,506	H29	5,694,443
H30	6,092,755	H30	5,847,892
R1	5,765,558	R1	6,237,714
R2	4,993,717	R2	5,252,332
R3	5,276,384	R3	5,659,174
R4	5,443,250	R4	6,150,006

（資料提供：中日本高速道路株式会社 東京支社）

表－4 田子の浦港貨物量状況

年次	田子の浦港貨物量状況（t）	
	輸・移出	輸・移入
H21	496,860	4,236,560
H22	487,470	4,242,493
H23	459,176	4,622,729
H24	436,294	4,073,569
H25	418,061	3,226,714
H26	382,346	3,101,375
H27	360,194	3,128,688
H28	361,147	3,219,909
H29	367,453	3,234,342
H30	341,705	3,318,820
R1	320,716	2,975,872
R2	313,453	2,703,872
R3	305,119	2,705,761
R4	269,019	2,541,298

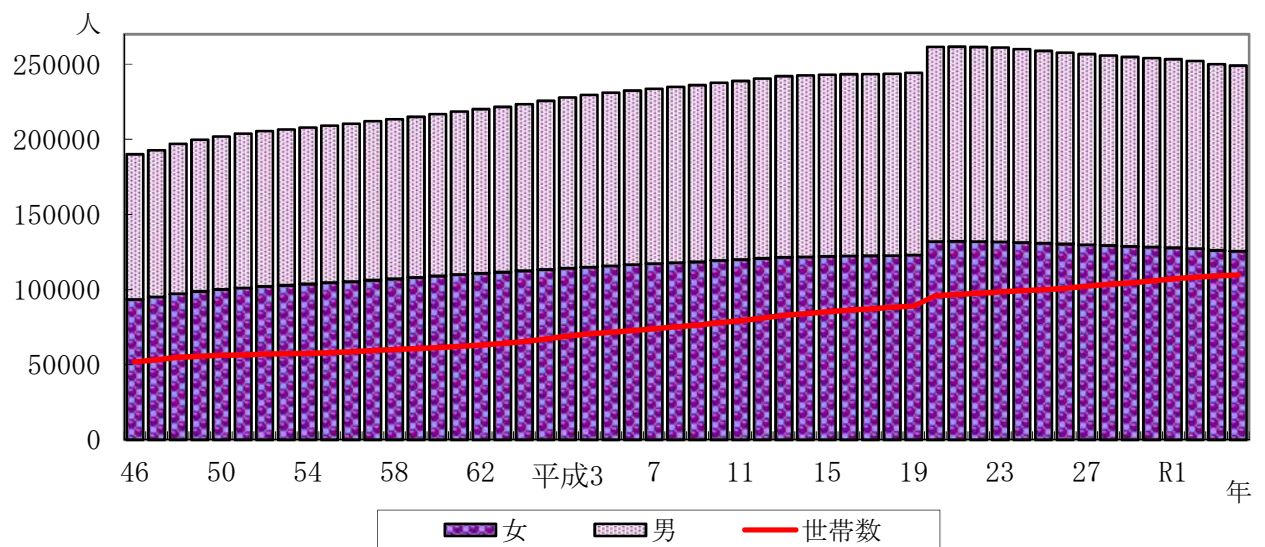
（資料提供：静岡県田子の浦港管理事務所）

6 人口・その他

表－5 世帯・人口（各年12月31日現在）

年次別	世帯数	総人口			一世帯 当たり人口	人口密度 km <sup>2</sup> 当たり
		総数	男	女		
昭和41年	38,152	165,608	83,842	81,766	4.3	769
令和4年	109,727	249,094	123,465	125,629	2.3	1,017

図－3 総人口の経年変化（各年12月31日現在）



表－6 公共下水道の状況（令和5年4月1日）

総人口 A	排水可能世帯 B	排水可能人口 C	下水道 普及率 C/A	水洗化世帯 D	水洗化人口 E	水洗化率 E/C
248,368人	87,228世帯	196,543人	79.1%	79,858世帯	180,940人	92.1%

## II 環境行政の推進

### 1 環境保全対策のあらまし

富士市は霊峰「富士」の南麓に位置し、豊富な地下水と森林資源に恵まれ、古くから紙パルプ産業が発達し、「紙のまち」として発展してきました。

さらに、昭和 30 年代における我が国の経済成長と相まって、化学工業・輸送用機械工業等の進出により、飛躍的な発展を遂げ、県下有数の工業都市となりました。

しかし、このような発展は、同時に田子の浦港のヘドロ問題を始めとする水質汚濁・大気汚染・悪臭等あらゆる公害事象を発生させ、一時は

[昭和 29 年(1954 年)工場の煙の様子]

「公害のデパート富士市」と言われるなど、全国的に汚名が知れ渡りました。これらの各種公害事象も、関係法令の整備、企業や市民の理解と協力による防止対策の推進により改善がなされてきました。



近年、環境問題もこれまでの典型 7 公害から内外の社会構造の変化に伴い、地球環境問題にみられるよう時間的・空間的な広がりを持ってきたことから、新たな視点に立った総合的・計画的な行政を推進することが必要となってきました。

このため国は平成 5 年に「環境基本法」を定め、本市も地域の環境問題に適切に対応するため、平成 12 年 12 月 12 日、「富士市環境基本条例」を制定し、その翌年には「富士市環境基本計画」を策定しました。

また、平成 13 年 4 月から特例市<sup>\*1</sup>として水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、平成 18 年 4 月からは「静岡県事務処理の特例に関する条例」により大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部の権限が県知事より移譲され、市で自主的な取り組みを進めていくこととなりました。

そして、平成 22 年度をもって「富士市環境基本計画」の計画期間が終了することを受け、旧計画を引き継ぐとともに、環境をとりまく情勢の変化等を踏まえ、市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画の見直しを行い、令和 2 年度を目標達成年度とする「第二次富士市環境基本計画」を策定しました。

令和 2 年度には、「第二次富士市環境基本計画」の計画期間終了に伴い、「生物多様性ふじ戦略」、「富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を含めた「第三次富士市環境基本計画」を策定しました。この計画では、2050 年度(令和 32 年度)における望ましい環境像を「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」と定め、2030 年度(令和 12 年度)の目指す将来像を描くとともに、基本目標や推進体制等を示しています。

<sup>\*1</sup>:平成 27 年 4 月 1 日、特例市制度は廃止され、施行時特例市に移行されました。

本市は、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略の方針に基づき、生物とそれを支える自然環境からなる生物多様性を将来にわたり、守り活かしていくため、令和2年3月、「生物多様性ふじ戦略」を策定しました。この戦略では、長期的な視点として、2050年度における本市の生物多様性の将来像「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」を展望しつつ、短期的には、2020年度から2030年度までの11年間を計画期間とし、総合的、かつ計画的に講ずべき施策や行動計画を定めるとともに、特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」や「重点地域」を設定し、市・市民・事業者が取り組むべき事例等を示しています。

### (1) 大気汚染問題

産業活動の拡大に伴う電力需要の増加に対応するため、昭和42年には大手電力会社の富士川火力発電所建設計画が浮上しました。これは、当地域で消費される膨大な電力を安定的に確保するため、合計105万kW規模の発電所を富士川左岸に建設しようとする内容のものでした。これに端を発し、公害反対の市民運動が急速に高まりを見せました。

昭和44年3月には、火力発電所の建設を審議する富士市議会本会議場に、多くの市民が集まり座り込み行動等を行い、その結果、県警機動隊が出動するなど、当時としては希な緊迫した地方議会となりました。これがやがて火力発電所建設中止という事態につながり、多くの市民の反公害意識が急速に高まっていった時期でもありました。

#### [自排塔の木測定局]



一方、大気汚染防止法が施行整備されたことに伴い、市では昭和45年10月「大気汚染常時監視装置(テレメータシステム)」を導入し、緊急時にも即応できるよう監視体制の強化を図りました。なお、これに関して平成22年度にシステム更新(6回目)を行い、新体制で測定を開始しました。

昭和46年2月、市民の健康被害の救済を図るため「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」を県下で初めて制定すると共に、各企業に対しても大気汚染の防止指導を進めてきました。

しかし、二酸化硫黄の環境基準が達成できず、本市の大気汚染は依然として深刻な状況にありました。

このため、市では、昭和50年度末までに硫黄酸化物濃度の1時間値の年平均値を、市内どの地域においても0.03ppm以下とする「富士503計画」を策定しました。

この計画は、硫黄酸化物排出事業所に対し、昭和46年度の排出量の平均56%を削減すべく工場毎に排出量の割り当てを行う、いわゆる総量規制方式を導入したものであり、当時全国でも画期的な行政指導でした。その後、大気汚染防止法の改正に伴い、新たに総量規制が取り入れられ、本市へも適用されることとなりました。



これらにより、昭和 53 年度に二酸化硫黄は環境基準を完全達成しました。その後、大気汚染の状況を踏まえた公害健康被害保健法の改正に準じ、昭和 62 年 12 月、「富士市公害健康被害補償条例」の一部改正を行い、被害者の新規認定がなくなりました。

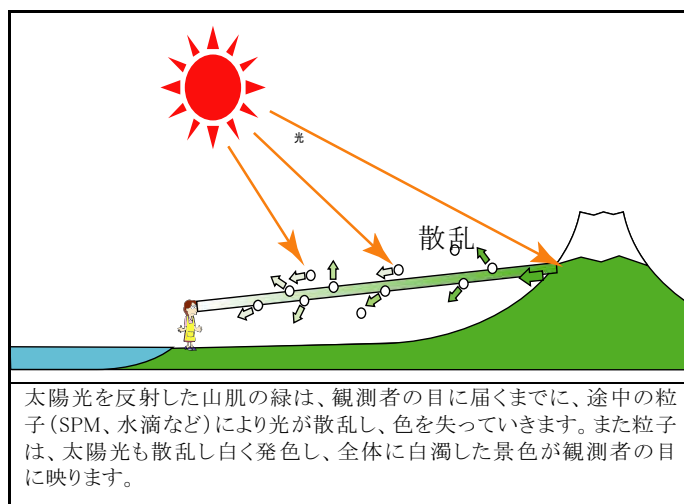
大気汚染防止法の改正により、新たに有害大気汚染物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが平成9年2月に、ジクロロメタンが平成13年4月に環境基準が設定されました。特にダイオキシン類については、平成12年1月、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境基準も設定されました。こうした中、富士市でもこれら物質の大気環境中濃度調査を実施し、その対応に努めています。

自動車排ガスについては規制の強化が進められているほか、低公害車の普及については、富士市も公用車への導入を図ってきました。

また、晴れた日に、遠方より富士市を見ると他の地域は青空が広がっているのに富士市の上空は、スモッグに覆われる富士市特有のスモッグの発生があります。この現象を科学的に解明し、その対策方法を研究して、改善計画を

図-4 [富士山がはっきり見えにくい現象の模式図]

策定するため、大気質改善事業（富士スモッグ改善事業）を平成 14 年度から 5 ヶ年計画で実施し、平成 19 年 3 月 31 日、「富士スモッグ改善計画」を策定しました。この計画を推進するため、同年 10 月には、「富士スモッグ改善計画推進協議会」を設置しました。この計画は、平成 27 年度を目標達成期間としており、平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 ヶ年をかけ、大気質改善の達成状況調査を実施しました。調査の結果、硫黄酸化物や窒素酸



化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出量は、計画の最終目標を達成しました。また、富士山の見えやすい日の最終目標日数は達成できませんでしたが、富士山の見え方を定量的に表す消散係数では、富士山の見え方の指標に改善がみられました。今後も、エネルギー利用の合理化や省エネルギー機器の普及、エコカーの普及による自動車排ガスの抑制など、個別の施策が継続的に実施されることにより持続的な大気環境の改善が期待できることから、富士スモッグ改善計画は終了しました。

なお、富士スモッグ改善計画の間、平成 19 年 7 月には、大手製紙工場の大気汚染データ改ざん問題が発覚し、同月、富士市のばい煙排出量の 80% 以上を占める大手 32 工場に対して緊急立入検査を実施しました。結果として、大気環境に与える影響は少なく、測定局による常時監視では観測できない程度のものでありましたが、データ改ざんを行った工場に対して、原因究明と対策についての報告を求め、再発防止と届出値の遵守について指導を行っています。

これらを経て、現在では富士市の大気環境は「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められている環境基準について、全国的に達成されて

いない光化学オキシダントを除き、すべて達成している状況となっており、他市と比較しても遜色ない状態となっています。

## (2) 悪臭問題

紙パルプ製造業から発生する硫黄系の悪臭は、昭和40年代中頃より大きな問題となってきました。国では昭和47年5月に悪臭防止法を施行し、翌年1月、本市も地域指定を受け、規制が行われるようになると、紙・パルプ製造工場では、悪臭物質排出量の大幅な減少を目指した急速な施設改善を行い、規制基準への対応を図りました。

しかしながら、悪臭防止法の規制の方法は、特定の悪臭物質だけの濃度規制であったため、全ての悪臭には対応できず、悪臭公害に対する市民意識の高まりが、悪臭苦情の増加という現象であられました。

市ではこれに対応するため、昭和50年2月25日、「悪臭のない美しい街づくりのために」と題した諮問を富士市公害対策審議会に行い、4年余りの調査・検討の結果、昭和54年3月26日に答申を得ました。この答申の内容を踏まえ、悪臭防止法を補完するものとして、臭気評価法である官能試験法のうち、全ての臭気に対応することができる「三点比較式臭袋法」を採用した「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」を、昭和55年3月22日に告示、同年10月1日より施行しました。

しかし、住工混在という本市の都市形態の中で発生する多種多様な悪臭に対応するため、また、新幹線「新富士駅」開業などに伴う「快適で美しい街づくり」を進める上で、臭気環境をより一層改善する必要が求められてきたことから、昭和61年3月「要綱基準の見直し」について富士市公害対策審議会に再度諮問し、昭和63年11月に答申を得ました。この答申を受け、平成元年4月及び7年4月に要綱を一部改正するなど、悪臭の防止に努めました。また、平成12年5月17日に悪臭防止法が改正されたことを受けて、平成14年9月、富士市環境審議会に富士市における悪臭の規制方法について諮問し、平成16年7月に答申を得ることができました。これにより、従来の悪臭防止法によるアンモニア・硫化水素・メチルメルカプタンなどの22の指定物質による規制及び「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」による臭気濃度規制に替えて、悪臭防止法による臭気指数規制に一本化されることになり、平成17年4月1日より適用されています。なお、旧富士川町地区は、合併後、しばらくの間は引き続き物質濃度規制を適用していましたが、平成23年3月29日からは、市全域で臭気指数規制となっています。

## (3) 水質汚濁問題

紙パルプ製造業の発展は、必然的に水を大量に使用し、同時に多量の排出水を河川に放流していました。この排出水は当時「悪水」と呼ばれ、市内の諸河川を汚濁し、下流の河川水を利用する農業に被害が発生していました。静岡県では、昭和26年にこの対策の一環として、製紙工場などから出る排出水を集めて流す、工場排水の専用排水路（都市下水路）である岳南排水路の建設に着手しました。

昭和 44 年 11 月、「岳南排水路污水問題研究会」が創設され、排出水の最終処分に関する具体的検討に入りました。この結果、大企業は自家処理、中小企業は岳南排水路の終末処理とする基本方針が決定されました。

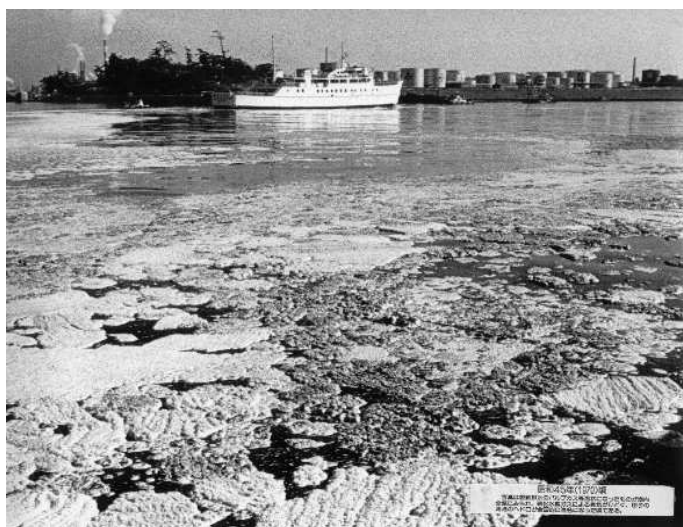
しかし、地元企業の意見の不一致や処理場建設予定地の周辺住民の反対等が発生し、これらの理解が得られず、県としては水質汚濁防止法による排水基準の適用期限を考慮した結果、全工場による個別処理に方針決定したため、この計画（共同処理場建設）は事業化されず中止となりました。

この間、日量約 150 万トンという膨大な排水量の岳南排水路は、排出水が田子の浦港内に流入しているため、田子の浦港が沈殿池的な役割を果たし、その浮遊物質（SS）の一部は、ヘドロとして年々堆積し、毎年浚渫作業や調査を行っていたものの増え続け、船舶や漁業にも被害が発生しました。

[昭和 45 年(1970 年)頃の田子の浦港]

また、浚渫すること自体にも漁業被害拡大のおそれがあるため漁民の強い反対がありました。

昭和 44 年に一時的に浚渫を停止したところ、昭和 45 年 5 月 13 日に、ヘドロによる船舶立ち往生事件が起こり、この出来事を機に「田子の浦港のヘドロ」及び嫌気分解して発生する硫化水素の問題が、マスコミに深刻な水質汚濁等の問題としてクローズアップされ、全国的に報道される事となりました。



ヘドロ処分量は、昭和 46 年 4 月より第 1 次ヘドロ処理が開始され、第 4 次処理の昭和 56 年 3 月 10 日まで 10 年間にわたる長い年月を経て、合計 1,823,725 トン、総事業費 67 億 7,800 万円で終了しました。また、漁業補償については、(一社)静岡県紙業協会が県漁連に対し、見舞金として 11 億円を支払い和解となりました。

なお、田子の浦港の機能維持を目的として、県は、(社)富士環境保全協会\*2（企業代理）と昭和 52 年 4 月、田子の浦水域に流入する浮遊物質の年間総負荷量を 2 万トン以下にする、いわゆる「2 万トン SS 協定」を締結すると共に、岳南排水路に SS と相関のある濁度計を設置し、その常時監視にあたりました。

生活環境項目の代表的な指標である河川の BOD・海域の COD は、赤潮が異常発生した平成 3 年度を除いて、昭和 56 年以降、河川・海域ともに環境基準を概ね達成しています。

健康項目は、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物、シマジン等の農薬など 27 項目が設定されていますが、河川・海域ともに環境基準を達成しています。

要監視項目は現在、32 項目が設定されており、人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準の健康項目とせず、引き続

き知見の集積に努めるべき項目として、調査を実施しています。

ダイオキシン類についても平成4年から岳南排水路の末端3ヶ所において、調査を実施してきました。平成11年からはダイオキシン類対策特別措置法が制定されたため、コブラナPCBも含めて測定しており、さらに、平成14年7月河川・海域の底質の環境基準が設定され、同年9月施行されたことに伴い、県で田子の浦港内の底質のダイオキシン類を75地点で調査したところ37地点で環境基準を超過していることが判明したため、県は、「田子の浦港底質（ダイオキシン類）浄化対策事業計画」を策定し、平成16年7月より汚染土砂の除去工事に着手しました。その後、田子の浦港内の汚染底質の除去は、令和4年度で完了しました。今後、県は残っている工事とモニタリングを行っていきます。また、市では県の測定計画に基づき河川の水質調査を実施しており、市内の河川は環境基準を達成しています。

\*2：平成26年4月1日、（一社）富士環境保全協会に移行しました。

#### （4）地下水の有機塩素系化合物汚染問題

トリクロロエチレン等による地下水汚染問題については、昭和59年11月より概況の把握を目的として、市内の7測点を定点とした年4回の調査を開始し、併せて有機塩素系化合物を使用していると思われる事業所を対象にアンケートで使用量の把握を行いました。

平成2年には、観測地点（県14測点、市7測点、うち5測点重複）合計16測点のうち、久沢・入山瀬、蓼原、原田地区の井戸が地下水の評価基準を超過していることが判明し、平成4年には、柳島地区で新たに汚染井戸を確認しました。また、周辺井戸の調査を行う一方で、基準超過井戸所有者には、飲用の中止や上水道への転換の指導を行うと共に、汚染発生源の追跡調査や有機塩素系化合物の使用工場への立ち入り調査も行いました。

以後、柳島地区を除く3地区の汚染井戸は、有機塩素系化合物使用事業所の溶剤転換、廃止等により、徐々に回復が見られ、現在では環境基準を達成しています。

平成10年1月には、柳島地区にある電気機械製造工場の自主検査でトリクロロエチレンによる地下水汚染が報告されたことから、県・市は工場敷地外への汚染の影響を把握するため、周辺井戸195本について水質調査を実施しました。その結果、5本の井戸で環境基準を超過するトリクロロエチレンが検出されたため、所有者に対して飲用回避、上水道への転換等の指導を行いました。汚染の原因は、昭和34年頃から平成元年までの間、同工場で製品の脱脂洗浄用に使用されていたトリクロロエチレンによるもので、浄化対策として汚染土壌の除去、抽気処理及び活性炭吸着による地下水浄化、バリア井戸の設置などを指導しました。また、市は工場内外に定点観測井戸を設定し、地下水の水質の継続監視を行っています。

平成14年4月には、鮫島地区にある化学工場で、新工場建設に伴う掘削工事排水中に環境基準を超過するテトラクロロエチレンが検出され、同年9月、市に報告がありました。市は工場敷地外への汚染の影響を把握するため、周辺井戸18本について水質調査を実施しましたが、テトラクロロエチレン等は検出されませんでした。

汚染の原因は、昭和50年頃から同工場の被覆肥料製造過程で被覆剤の溶剤として使用されてい

るテトラクロロエチレンによるもので、市は、敷地内の汚染状況を特定するため、土壌ガス調査の実施（50mメッシュで248箇所、高濃度検出区域については、5～20mメッシュで598箇所）を指示し、浄化対策として活性炭吸着によるバリア井戸及び揚水浄化井戸の設置、汚染土壌の処理などの指導を行いました。また、同工場が敷地外に設置した地下水観測用井戸を含めて工場内外に定点観測地点を設け、地下水の水質の継続監視を行っています。

また、旧富士川町地区では、平成元年11月に町の調査で、中之郷地区の工場から環境基準を超過するテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが検出され、平成12年には新たに四塩化炭素についても環境基準の超過が確認されました。工場敷地外への汚染の影響を把握するため、工場内を含めた周辺井戸の水質調査を実施しましたが、水道水源等の井戸ではテトラクロロエチレン等は検出されませんでした。汚染の原因は特定されていませんが、静岡県、旧富士川町地区は汚染源と推定される事業場に対し、フィンガープリント法による環境調査、活性炭吸着による地下水浄化などを指導しました。現在も中之郷地区の工場及び水道水源の井戸で定点観測地点を設け、地下水の水質の継続監視を行っています。

※柳島地区、鮫島地区、中之郷地区の地下水汚染の現在の状況は、水質のⅢ 地下水対策等に記載しています。

#### （5）ダイオキシン類による汚染土壌問題

平成17年10月、中日本高速道路㈱などが天間地区の新東名高速道路建設現場の土壌から、最大で環境基準値の43倍にあたるダイオキシン類が検出されたと発表しました。土地所有工場は直ちに飛散防止措置を取り、周辺住民への説明会等を行いました。

平成18年12月14日にダイオキシン類汚染土壌対策に関する協定を富士市・土地所有工場・中日本高速道路㈱との間で締結し、地域住民等の健全な生活環境の保全を目的として、土地所有工場により、汚染土壌の封じ込め対策が実施されました。その後、平成20年3月17日ダイオキシン類汚染土壌の浄化処理等について定めた協定を、富士市・土地所有工場・中日本高速道路㈱との間で締結し、この協定に基づき、全ての汚染土壌の浄化処理が完了するまでの間、市は定期的に地下水の水質のダイオキシン類について継続監視を行うこととしています。

その後、平成29年12月より、土地所有工場により、汚染土壌の掘削除去工事を開始し、令和4年度に汚染土壌の除去は終了しています。

市は平成20年に締結した協定に基づき、ダイオキシン類による汚染土壌が周囲への影響していないことを確認するためのモニタリングを継続して実施するとともに、土地所有工場が実施するモニタリングにおいても問題ないことを確認しています。

#### （6）地下水障害問題

工業の発達に伴い、昭和30年代後半より地下水の使用量が急速に増加しました。そのため、市内では地下水位低下や塩水の混入現象等の地下水障害が発生してきました。特に塩水化現象は、その後急速に海岸部から内陸部に拡大し、大量に水を使用する製紙工場は無論、各企業は死活問題となりました。

そこで、これら地下水障害に対処するため、昭和42年2月14日、官民協調による「岳南地域地下水利用対策協議会」を発足させ、地下水障害の改善を目的に、今までの地下水の過剰揚水を、当地区の適正な量の範囲に縮小するために、昭和41年度に着工して、46年に一部給水された東駿河湾工業用水道（現：ふじさん工業用水道）に求めるという「水源転換計画」を実施しました。この計画により、その後、地下水障害は急速に改善に向かいました。

また、旧富士川町の富士川右岸地域地下水利用対策協議会は、合併に伴い岳南地域地下水利用対策協議会に統合されました。

なお、近年では地下水の過剰揚水による地盤沈下は発生していません。

#### （7）清水石炭火力発電所への対応（旧富士川町）

平成元年、中部電力株式会社が静岡市（旧清水市）三保で石炭火力発電所を建設する計画が明らかになりました。

平成3年1月、四町環境影響調査連絡協議会（四町協議会\*<sup>3</sup>）を発足し、同年2月、四町協議会が清水市、清水市議会、中部電力立地推進本部に事業推進の凍結要望書を提出しました。

同年3月には環境影響等の調査のため、第1回専門家調査委員会を開催、同年9月の第5回専門家調査委員会により四町協議会に最終報告書を提出し、同年11月、四町協議会が中部電力株式会社に質問書を提出しました。

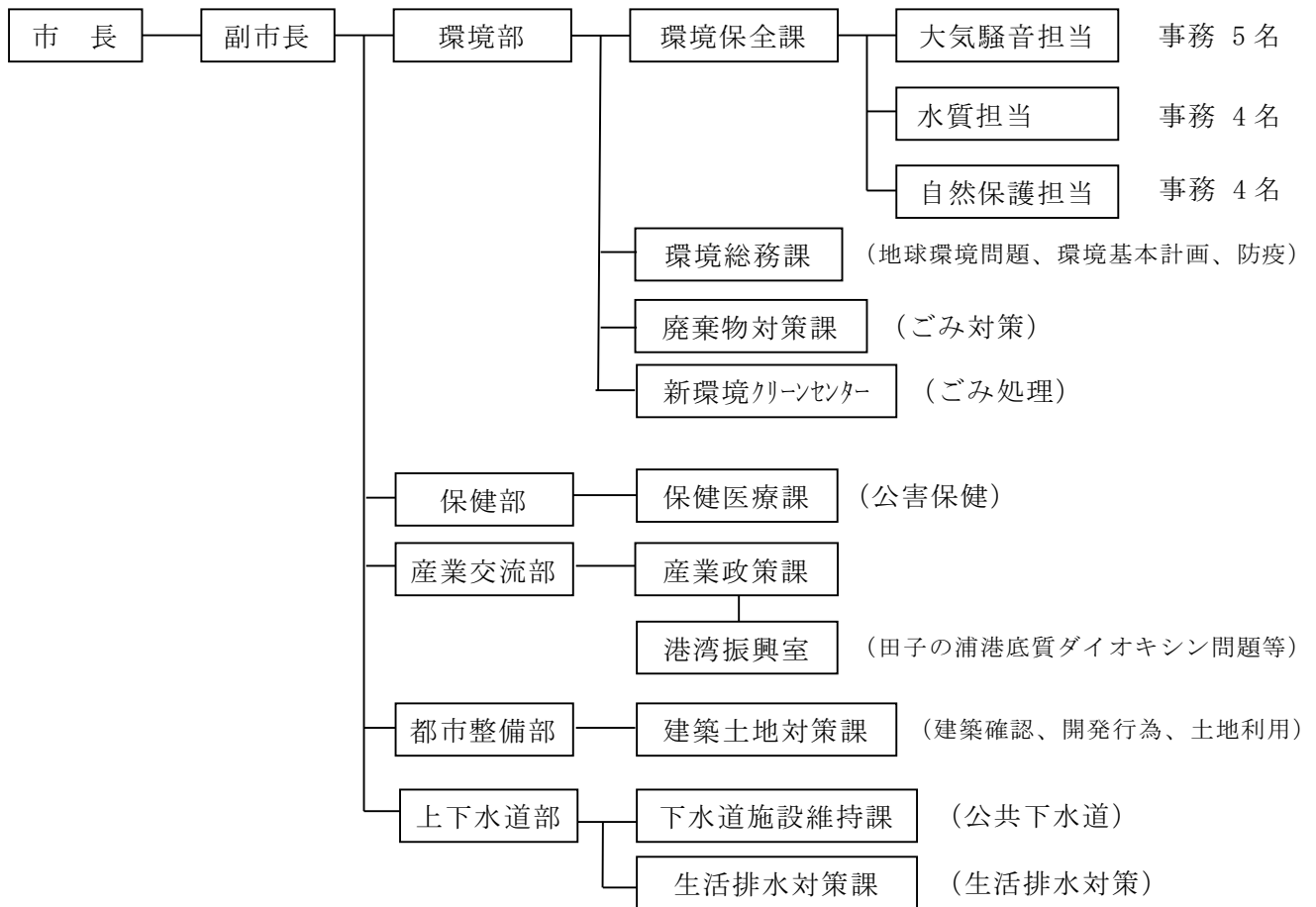
それまでの調査・審議を経て、平成4年2月、四町協議会は清水石炭火力発電所計画に「同意できない」との結論に至り、斉藤滋与史静岡県知事が、清水石炭火力発電所計画に対して反対を表明しました。

\*3：当時の富士川町、蒲原町、由比町、芝川町の4町。

## 2 環境行政機構等

### (1) 機構の概要

令和5年4月1日現在における環境行政機構の概要は以下のとおりです。



### (2) 環境保全課の分掌事務

- ①水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境調査、公害防止対策指導等を行うこと。
- ②騒音、振動等の公害を防止するため、環境調査、公害防止対策指導等を行うこと。
- ③大気汚染、悪臭等の公害を防止するため、環境調査、公害防止対策指導等を行うこと。
- ④地下水障害を防止し、地下水の持続可能な利用を図るため、地下水利用者等に対して適正な利用を指導すること。
- ⑤環境に対する市民等の意識の高揚を図るため、環境教育活動を行うこと。
- ⑥富士・愛鷹山麓地域の良好な自然環境を守るため、自然保護、環境保全及び啓発に係る活動を行うこと。
- ⑦自然生態系を保全するため、野生動植物を保護すること。
- ⑧身近な自然環境を保全するため、調査、巡視、啓発等の活動を行うこと。
- ⑨生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るため、これらに関する計画を策定し、推進すること。
- ⑩市街地に残された樹林樹木を保全するため、保護指定及び助成を行うこと。

### 3 環境審議会

#### (1) 構成

環境基本法第44条の規定に基づき、市の附属機関として、平成6年8月1日に設置しました。

表-7 富士市環境審議会委員名簿

(令和5年3月現在)

区 分	氏 名	委 員 現 職
学 識 経 験 者	成 田 尚 史 水 谷 洋 一 猿 田 勝 美 小 川 浩 小 野 寺 郷 子 小 南 陽 亮	東海大学海洋学部教授 静岡大学学術院人文社会科学領域教授 神奈川大学名誉教授 常葉大学名誉教授 (一社)会議ファシリテーター普及協会副代表理事 静岡大学学術院教育学領域教授
事業者及び事業者団体の代表	古 郡 英 治 伊 藤 敏 明	富士商工会議所専務理事 (一社)静岡県紙業協会会員
市 民 代 表	荻 野 克 雄 三 枝 將 夫 小 澤 緑 小 楠 和 子 長 橋 利 江 松 村 静 江	富士環境衛生自治推進協会会長 富士市消費者運動連絡会副代表 富士自然観察の会会長 市民公募委員 市民公募委員 市民公募委員
関係行政機関の代表	勝 又 健 次	東部健康福祉センター 環境部長



(2) 審議会への諮問事項

諮問事項	年月日	審議事項等
市民の健康と安全を守り快適な生活環境づくりを重点目標とする公害防止対策のうち当面の大気汚染に係る環境基準達成のための大気汚染防止計画策定について	諮問 昭和 46 年 11 月 26 日 答申 昭和 47 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硫黄酸化物実測データの検討</li> <li>・ 拡散計算結果資料の検討</li> <li>・ 硫黄酸化物に係る環境基準達成計画の基本的な考え方について</li> <li>・ その他</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会 : 4 回 小委員会 : 3 回
悪臭除去に関する諸施策を実施するため市民意識の把握に伴う環境容量の設定及びその手法について	諮問 昭和 50 年 2 月 25 日 答申 昭和 54 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士市の悪臭の現状について</li> <li>・ 悪臭に係る市民意識調査結果の中間報告</li> <li>・ 三点式臭袋法の試技</li> <li>・ K P 工場悪臭野外調査結果解析報告</li> <li>・ 草加市視察 (三点式臭袋法による悪臭規制の実態)</li> <li>・ 臭気測定法について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会 : 5 回 小委員会 : 9 回
富士市悪臭公害防止対策指導要綱指導基準値の見直しについて	諮問 昭和 61 年 3 月 7 日 答申 昭和 63 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境庁「官能試験法調査報告書」による望ましい臭気濃度について</li> <li>・ 富士市における臭気強度と臭気濃度の関係について</li> <li>・ 臭気濃度の分布状況</li> <li>・ 悪臭苦情の状況</li> <li>・ 業種別基準値の違反状況</li> <li>・ 他自治体の規制状況について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会 : 3 回 小委員会 : 7 回
富士市環境基本計画の策定について	諮問 平成 12 年 8 月 1 日 答申 平成 14 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本計画方針案に基づく施策体系について</li> <li>・ 環境基本計画素案に関する意見について</li> <li>・ 重点取組項目、数値目標、環境配慮指針について</li> <li>・ 進行管理方策について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会 : 14 回 部会 : 2 回
富士市における悪臭防止対策について	諮問 平成 14 年 9 月 6 日 答申 平成 16 年 7 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士市における悪臭防止対策について</li> <li>・ 気体排出口の規制(2号規制)の考え方について</li> <li>・ 富士市悪臭公害防止対策指導要綱と悪臭防止法の関係について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会 : 4 回 部会 : 10 回

富士市環境基本計画の策定について	諮問 平成 21 年 11 月 13 日 答申 平成 22 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 望ましい環境像・環境目標について</li> <li>• 環境基本計画素案について</li> <li>• 環境基本計画（案）の決定について（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の組み入れ）</li> <li>• 審議会の開催状況 審議会：5 回 温暖化協議会：4 回</li> </ul>
富士市生物多様性地域戦略の策定について	諮問 平成 30 年 8 月 21 日 答申 令和元年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 富士市生物多様性地域戦略の策定について</li> <li>• 生物多様性ふじ戦略（案）について</li> <li>• 審議会の開催状況 審議会：4 回 部会：5 回</li> </ul>
第三次富士市環境基本計画の策定について	諮問 令和元年 7 月 19 日 答申 令和 2 年 10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第三次富士市環境基本計画の策定について</li> <li>• 第三次富士市環境基本計画(案)について</li> <li>• 審議会の開催状況 審議会：5 回 部会：4 回</li> </ul>
「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に定める技術指針について	諮問 令和 2 年 10 月 26 日 答申 令和 3 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に定める技術指針について</li> <li>• 条例対象区域内の土砂埋め立て跡地における植林の状況調査</li> <li>• 審議会の開催状況 審議会：2 回 部会：5 回</li> </ul>
1 富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について 2 富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定について	諮問 令和 4 年 4 月 13 日 答申 令和 5 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定及び富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定について</li> <li>• 審議会の開催状況 審議会：3 回 部会：5 回</li> </ul>

#### 4 富士地区化学物質等対策協議会

富士地区におけるダイオキシン類問題については、平成2年12月に「富士地区ダイオキシン対策協議会」を発足させ、業界及び行政が一体となってその対策等に取り組み、当初の目的を達成したことから、平成9年3月に一時解散しました。

しかしながら、平成12年1月15日、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、平成13年1月15日からは排出基準が適用される等、新たな対応も必要となりました。

また、ダイオキシン類問題だけでなく、PCB、環境ホルモン等化学物質に対する調査・対応も求められており、これらの課題に対しては、行政と業界が一体となって対応する必要があることから「富士地区化学物質等対策協議会」を平成12年9月19日に設立しました。

なお、その後、各企業の実務担当者を対象とした研修会等様々な活動を展開した結果、当初の目標を達成することができたことから、本協議会を平成16年5月13日付で当分の間「休止」することにしました。

表－8 富士地区化学物質等対策協議会委員名簿

	所 属
会 長	富士市長
副 会 長	富士商工会議所会頭
委 員	(社)富士環境保全協会専務 <sup>※2</sup>
委 員	鷹岡商工会事務局長 <sup>※1</sup>
委 員	(社)富士環境保全協会大気部会部会長 <sup>※2</sup>
委 員	(社)富士環境保全協会水質部会副部会長 <sup>※2</sup>
委 員	(社)静岡県紙業協会環境保全委員会委員 <sup>※2</sup>
委 員	静岡県富士県行政センター所長 <sup>※3</sup>
委 員	静岡県富士工業技術センター所長 <sup>※4</sup>
委 員	富士宮市環境経済部長 <sup>※5</sup>
委 員	富士市環境部長

表－9 富士地区化学物質等対策協議会専門部委員

	所 属
部 会 長	(社)静岡県紙業協会環境保全委員会委員 <sup>※2</sup>
副 部 会 長	(社)富士環境保全協会大気部会部会長 <sup>※2</sup>
委 員	(社)富士環境保全協会水質部会副部会長 <sup>※2</sup>
委 員	王子製紙(株)富士工場環境管理室室長 <sup>※6</sup>
委 員	東芝キヤリア(株)環境・工務担当グループ長
委 員	アステラス静岡(株)総務部安全環境担当課長 <sup>※7</sup>
委 員	静岡県富士工業技術センター研究主幹 <sup>※4</sup>
委 員	岳南排水路管理組合事務局長

※1 鷹岡商工会は、富士川町商工会と合併し、現在、富士市商工会となっています。

※2 (社)富士環境保全協会、(社)静岡県紙業協会は、現在、一般社団法人になっています。

※3 静岡県富士県行政センターは、廃止されました。

※4 静岡県富士工業技術センターは現在、静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センターとなっています。

※5 富士宮市環境経済部は、現在、富士宮市環境部となっています。

※6 王子製紙(株)富士工場は、承継され、現在、王子マテリア(株)富士工場となっています。

※7 アステラス静岡(株)は、承継され、現在、日医工(株)静岡工場となっています。

## 5 公害防止協定等

### (1) 公害防止協定

富士市は、昭和44年3月大気汚染防止法による地域指定がなされた後、市内の重油の大量使用事業場との公害防止協定を締結しました。また、昭和48年2月には、事業場別に硫黄酸化物の最大排出量を定めた富士市独自の総量規制である「富士503計画」を策定し、これを遵守させるために昭和49年2月4日、市内129事業場と公害防止協定を締結しました。

また、その後も法律等による規制を補完するため、あるいは公害未然防止を図るため、企業と市の間で「公害防止協定」を締結しています。平成20年に合併した旧富士川町域の事業場を含めると、令和4年度末現在における「公害防止協定」締結数は22（農薬に係る環境保全協定締結事業場を含む）となっています（表-10）。

また、住民団体（町内会等）が直接企業と結んだ「公害防止協定」も存在し、市が把握している締結数は、13事業場に対し17協定となっています（表-11）。

### (2) 農薬の使用に係る環境保全協定

富士市は、ゴルフ場農薬汚染対策として平成2年6月25日「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要綱」及び「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」が施行された後、ゴルフ場における農薬の使用による環境の汚染を未然に防止し、自然環境の保全と住民の安全及び健康を保持することを目的として、平成4年3月31日に旧富士市内3箇所のゴルフ場と農薬の使用に係る環境保全協定を締結しています。

表-10 公害防止協定書締結事業場（事業場 対 市）

No.	事業場名	備考
1	井出製紙(株)	現 大日製紙(株)
2	ポリプラスチック(株)富士工場	
3	富士製紙協同組合	
4	三仁製紙所	現 (株)三仁製紙所
5	富士産業廃棄物処理事業協同組合	現 (株)富士環境保全公社
6	サンリツ工業(株)	現 ユニプレス精密(株)厚原工場
7	富士カオリン工業(株)	現 (株)イリス ミネラルズ・ジャパン富士工場
8	(株)富士環境技術センター	現 (株)ヤシマ技研
9	東洋インキ製造(株) 中日本高速道路(株)	現 トーヨーカラー(株)富士製造所
10	王子特殊紙(株)東海工場岩淵製造所	現 王子エフテックス(株)東海工場
11	イハラケミカル工業(株)静岡工場	現 クミアイ化学工業(株)静岡工場
12	(株)ホテイフーズコーポレーション富士川工場	
13	ニコー製紙(株)	現 花王製紙富士(株)
14	(株)プライムベーカーリー本社工場	
15	(株)ノダ富士川事業所	
16	白石工業(株)不二工場	
17	旭栄紙業(株)	現 コアレックス信栄(株)
18	ロンテックス(株)	現 ロンタイ(株)静岡工場
19	ヤマカ建材(株)	現 ヤマカ(株)
20	(株)十里木	農薬の使用に係る環境保全協定
21	表富士観光(株)	農薬の使用に係る環境保全協定
22	(株)南富士カントリー倶楽部	農薬の使用に係る環境保全協定

表-11 公害防止協定書締結事業場（事業場 対 住民団体）

No.	事業場名	備考
1	五條製紙(株)	
2	田子浦パルプ(株)	
3	大興製紙(株)	
4	静岡瓦斯(株) ※	現 静岡ガス(株) 幹線管理グループ 吉原基地
5	ポリプラスチック(株)富士工場	
6	豊年製紙(株)鷹岡工場	現 エリエールペーパー(株)富士工場鷹岡事業所
7	(株)マルカワ静岡工場 ※	
8	明治製紙(株)鷹岡工場	現 特種東海エコロジ- (株)本社工場
9	桜井化学興業(株)	
10	大昭和製紙(株)本社工場 ※	現 日本製紙(株)富士工場富士
11	丸王製紙(株)吉原工場	現 高尾丸王製紙(株)
12	富士環境マテリアル(株)及び丸王製紙(株)	現 高尾丸王製紙(株)
13	富士製紙協同組合	

※住民団体と複数の協定を締結している事業場

## 6 公害防止地域連絡会議

### (1) 富士市公害防止地域連絡会議

住工混在に起因する事業所周辺の苦情は、年々増加の傾向を示しており、生活を支える快適な環境づくりのためには行政はもとより、地域住民と事業者との公害監視、未然防止の推進が必要となっています。このため、早くから地域毎の公害防止組織が機能してきましたが、より一層公害防止に関する認識を深め、効果的な地域環境改善を図るため、昭和50年2月に「富士市公害防止地域連絡会議」が設立されました。当連絡会議は、現在、19地域・役員51名の構成により、地域相互の情報交換や対象事業所を訪問しての工場施設現況調査及び意見交換会などを行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染予防のため、公害防止地域連絡会議の開催は中止し、工場施設現況調査等は各地域の判断で実施することとしました。

また、当初の目的をある程度達成することが出来たことから、「富士市公害防止地域連絡会議」は、令和5年度以降当面の間「休止」することにしました。

なお、各地区対策委員会の活動（パトロールなど）は、地域と事業所とのリスクコミュニケーションとして重要であることから継続して実施していきます。

(2) 地域委員会及び対象工場

表-12 地域委員会及び対象工場一覧表

(令和4年3月31日現在)

委員会名	地域名	対象工場
千鳥町区公害対策委員会	千鳥町区	ポリプラスチック(株)富士工場
富士見ヶ丘区公害対策委員会	富士見ヶ丘区	
三四軒屋区公害対策委員会	三四軒屋区	
宮島新田区公害対策委員会	宮島新田区	
助六区公害対策委員会	助六区	
新浜区公害対策委員会	新浜区	
田子浦浜通り公害対策委員会	新浜区・中丸区・小須区・田子区・鮫島区・前田新田区	旭化成(株)富士支社 〔旭化成ファーマ(株)、旭化成エレクトロニクス(株)、 シエイカムアグリ(株)富士工場〕
前田地区公害対策委員会	前田区	旭化成(株)富士支社 〔旭化成ファーマ(株)、旭化成エレクトロニクス(株)、 シエイカムアグリ(株)富士工場〕 静岡ガス(株)幹線管理グループ吉原基地、 王子エフテックス(株)東海工場富士製造所、 富士化工(株)、日本製紙(株)富士工場富士
蓼原一区公害対策委員会	蓼原一区	大興製紙(株)
蓼原二区公害対策委員会	蓼原二区	
荒田島二丁目公害対策委員会	荒田島二丁目	田子浦パルプ(株)
今井地区公害対策委員会	今井本町・今井東町・今井毘沙門町	日本製紙(株)富士工場鈴川
柳島日東区公害対策委員会	柳島日東区	日本製紙(株)富士工場富士
柳島区公害対策委員会	柳島区	
川成島区公害対策委員会	川成島区	
鷹岡本町一区公害対策委員会	鷹岡本町一区	特種東海エコロジー(株)、 エリエールペーパー(株)富士工場鷹岡事業所
田端町公害対策委員会	田端町	王子マテリア(株)富士工場 第二工場
上田端町公害対策委員会	上田端町	
中桁区公害対策委員会	中桁区	

## 7 公害防止計画

### (1) これまでの公害防止計画の経過並びに実施期間と計画対象地域

静岡県は、富士地域について、公害対策基本法第 19 条の規定に基づき、昭和 47 年 5 月 30 日内閣総理大臣による第 4 次公害防止計画策定地域の指定を受け、昭和 48 年 12 月 18 日その計画承認を得ました。

各種施策の推進によって策定当初より環境は改善されたものの、目標達成までには至らなかったため、次のとおり延長されてきました。

また、公害防止計画を策定する地域は、静岡県の区域の内、富士市の区域です。

令和 5 年 4 月、田子の浦港汚染底質除去が完了し、計画の目標を達成したため、公害防止計画は令和 4 年度をもって終了しました。

表-13 富士地域公害防止計画策定範囲と変遷

実施期間	策定範囲
昭和 48 年度～昭和 52 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、由比町、芝川町
昭和 53 年度～昭和 57 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、由比町、芝川町
昭和 58 年度～昭和 62 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、芝川町
昭和 63 年度～平成 4 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、芝川町
平成 5 年度～平成 9 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町
平成 10 年度～平成 14 年度	富士市、富士川町、蒲原町
平成 15 年度～平成 19 年度	富士市
平成 20 年度～平成 22 年度	富士市
平成 23 年度～平成 29 年度	富士市
平成 30 年度～令和 2 年度	富士市
令和 3 年度～令和 4 年度	富士市

### (2) 計画の目標

当地域における計画の目標は表-14 に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、目標達成されるよう努めるものとして本計画を策定してきました。

なお、環境基本法第 16 条に基づく環境基準等が設定又は改定された場合及び新たに環境基準等の超過が生じた場合は、当該環境基準等に係る部分を変更した別表をもって本計画の別表と見なします。

表-14 計画の目標

区 分	項 目	目 標	適 用 区 域	備 考
水質汚濁 健康項目 水質 (底質を含む)	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号)第1に定める基準値	全公共用水域	適切な監視測定の実施により、実態の把握及び原因の究明に努めるとともに、現時点で可能な対策を講じる。

## 8 公害未然防止指導

工場及び事業場の新增設などにあたっては、関係法令及び富士市公害防止対策に関する指導方針に基づき、公害未然防止の指導を行っています。また、静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条に基づく事前協議を通じての指導のほか、開発行為及び土地利用対策委員会の審議案件についても未然防止を指導し、必要に応じて公害未然防止確約書の提出を求め、指導の徹底を図っています。

また、(一社)富士環境保全協会では田子の浦港へのSS堆積量を定めた「SS協定」に基づき、市内に11箇所の水質監視所を設け、濁度等の自主監視を行っています。

なお、特定施設を設置している事業場では、法律に基づき公害防止の統括者・管理者等を置き、公害未然防止の監視を日常的に行っています。

表-15 令和4年度事前協議等の件数

区 分	新 増 設 事 前 協 議	開 発 行 為 予 備 調 査 等	土 地 利 用 申 請
件 数	0	34	17



## 9 環境影響評価

静岡県では、土地の形状の変更、工作物の新增設の事業の実施前に、環境影響評価を行うことが、公害の防止及び自然環境の保全を図る上で、きわめて重要であることから、平成4年7月に「静岡県環境影響評価要綱」を策定し、同年11月より施行しました。

また、国においても「環境影響評価法」が平成9年6月に公布・施行されました。

なお、「静岡県環境影響評価要綱」に代わるものとして、平成11年3月19日に「静岡県環境影響評価条例」が告示され、同年6月12日に施行されています。この条例は、環境影響評価の手の公平性、透明性、実効性の確保を図ったもので、①早期段階からの手続開始、②実施判定方式の導入、③住民等の意見の提出機会の拡大、④意見を述べる者の範囲拡大、⑤関係書類の公表、⑥事後調査の実施、⑦対象事業の種類拡大、などの特徴があります。

近年では、以下のとおり、静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正し、施行しています。

- ・平成24年10月 風力発電所をアセス対象化
- ・平成25年4月 既設工場の変更（排出ガス量増加）の第2種事業化
- ・平成27年1月 バイオマス燃料を使用する工場等の建設について排出ガス量の見直し
- ・平成28年4月 火力発電所等の設置・変更について全ての事業所を対象化
- ・平成31年3月 太陽光発電所を発電所の建設として追加

## 10 環境教育・環境啓発活動

今日の環境問題は、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質など身近な問題と、地球温暖化やオゾンホール拡大など、地球規模でしかも地球上の生命の存続に係る広範囲の問題となっています。これらの問題を解決するためには、一人ひとりが環境に配慮した生活を心がけるなどの取り組みが重要であり、そのためには、継続的な環境活動・学習の場や環境啓発活動が必要といえます。

こうしたことから、環境保全意識の高揚を図るため、環境部として、年間を通して下記の環境教育・環境啓発活動を実施しました。なお、6月の行事は「環境月間行事」として行いました。

### 環境保全課

まちづくりセンター講座のうち、自然体験講座の参加者に対し、以下の表のとおり、「富士市の生物多様性」について啓発を行いました。

表-16 令和4年度 「富士市の生物多様性」啓発

No.	日にち	場所	参加人数
1	10月19日	浮島ヶ原自然公園	21人
2	10月21日	松野まちづくりセンター	23人

新環境クリーンセンター5階に、大気・騒音・水質の公害や生物多様性の啓発パネルを設置しています。生物多様性のパネルの内容は、生物多様性の本市における特徴、課題、市の取り組みをPRしています。

大気のパネルの内容は、本市における昔と今の大気環境の変遷を写真やグラフを使って子どもたちにも分かり易い内容で展示しています。また、騒音のパネルの内容は、身近な音がどのくらいの大きさなのか分かる表を掲載し、隣に常時設置してある騒音計の前で声や音を出して計測することで、騒音レベルを体感してもらうことができます。

水質のパネルの内容は、河川の水質と水生生物の関係の表等を展示しています。本市では富士川と滝川の水生生物の調査を行っており、採取した水生生物の写真も掲載しています。滝川の調査では、とても良好との結果が得られました。

### 環境総務課

#### (1) エコチャレンジ冊子の配布

小学生向けの環境啓発冊子「エコチャレンジ」を作成し、小学4年生に配布しました。

冊子は、地球温暖化のしくみや影響についての説明と、家庭で簡単にできる22項目の取り組み「クールチョイス<sup>ふじ</sup>22」の紹介をしています。

#### (2) 一般市民対象の環境展を2回実施

##### ① 6月7日～21日、「環境月間パネル展」(場所：中央図書館展示ホール)

環境月間行事の一環として、環境問題をテーマとしたパネル展を開催しました。

##### ② 12月6日～20日、「地球温暖化防止パネル展」(場所：中央図書館展示ホール)

地球温暖化防止行事の一環として、地球温暖化をテーマとしたパネル展を開催しました。

### (3) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に自分たちで環境に関する学習や具体的な取組・活動が出来るよう支援することを目的に、平成7年度より環境庁（現：環境省）事業として始まり、平成23年度より公益財団法人 日本環境協会が事業を継承して実施しています。

令和4年度の登録状況は、12クラブ、会員数856人、サポーター数137人で、各クラブ独自の活動を行っています。

表-17 令和4年度 こどもエコクラブ登録状況

No.	クラブ名	会員数	サポーター数	主な活動場所
1	愛鷹アースレンジャー	2	2	吉永第二小学校
2	原田湧水クラブ	22	22	原田小学校
3	ホワイト ドラゴン トレインズ	4	3	富士・富士宮
4	元吉原自然学校	18	3	元吉原地区
5	岩北エコらぶ	21	23	岩松北小学校
6	FCこどもエコクラブ	60	45	他のエコクラブの活動時
7	滝川ふれあいキッズ	60	20	原田小学校
8	吉永自然探検隊	10	5	吉永第一小学校
9	岩松北小学校こどもエコクラブ	1	1	個人宅
10	あどべんちゃら	16	10	田子浦小学校
11	岩松北小学校	635	1	岩松北小学校
12	富士市立岩松中学校	7	2	岩松中学校
合計	12クラブ	856	137	

富士市こどもエコクラブ交流会を実施しました。

富士市こどもエコクラブ交流会@ふじさんエコトピア

『ビオトープの観察』

日 時：令和4年10月23日(日)

場 所：新環境クリーンセンター循環啓発棟 フジサンエコトピア ビオトープ

内 容：ビオトープの観察を行いました。

参加者：17人

富士市こどもエコクラブバス交流会

『東海大学海洋科学博物館・三保の松原訪問』

日 時：令和4年12月18日(日)

場 所：東海大学海洋科学博物館・三保の松原

内 容：令和4年度末で一般公開を終了する東海大学海洋科学博物館と三保の松原を訪問し、三保の松原付近の植物を観察しました。海岸付近の植物と富士山周辺の植物の比較等を行いました。

参加者：43人

(4) 地球温暖化防止ポスターの募集

夏休み期間中に、市内小学校4～6年生及び中学生を対象として、地球温暖化防止ポスターを募集し、小学生の部391点、中学生の部76点、計467点の応募がありました。

11月27日に優秀賞以上の表彰と作品の展示を行い、令和5年1月11日～1月18日にはロゼシアター1階ギャラリーで、優秀作品の展示を行いました。

また、最優秀作品と富士環境保全協会理事長賞受賞作品はポスターにし、公共施設や市内の事業所に配布しました。

(5) ゼロカーボンチャレンジイベント

令和4年度は、ゼロカーボンチャレンジイベントを2回実施しました。

①6月25日(土)、26日(日)(キックオフイベント)

②9月23日(金・祝)

市民による脱炭素化への積極的な挑戦を『ゼロカーボンチャレンジ』として応援し、ライフスタイルの転換を促進に向けた事業を実施するためのイベントとして、イオンタウン富士南セントラルコートにて実施。

(6) 富士市環境アドバイザー制度

富士市環境基本計画に基き、環境問題に対して高い知見を有する方を登録し、派遣を希望する市民等や様々な市の環境事業に派遣する、富士市環境アドバイザー制度を実施しています。

表-18 環境アドバイザーの派遣状況

年度	登録者数(新規登録者数)	延べ派遣人数(回数)	延べ受講人数
平成17年度 ～ 平成26年度	平成17年度31人(31人) 平成26年度56人、10法人	1,443人(629回)※1 144人(63回)※2	35,168人※1 3,517人※2
平成27年度	56人(1人)、10法人	324人(147回)	7,070人
平成28年度	66人(4人)、9法人	319人(143回)	8,512人
平成29年度	68人(2人)、9法人	308人(136回)	6,278人
平成30年度	71人(6人)、9法人	415人(141回)	7,545人
令和元年度	68人(1人)、9法人	393人(146回)	6,831人
令和2年度	70人(2人)、9法人	171人(76回)	2,643人
令和3年度	68人、8法人	246人(99回)	3,065人
令和4年度	58人(3人)、7法人	266人(120回)	3,606人

※1 10年間の総計      ※2 10年間の平均

## 1.1 公害苦情

### (1) 公害苦情受理件数の推移

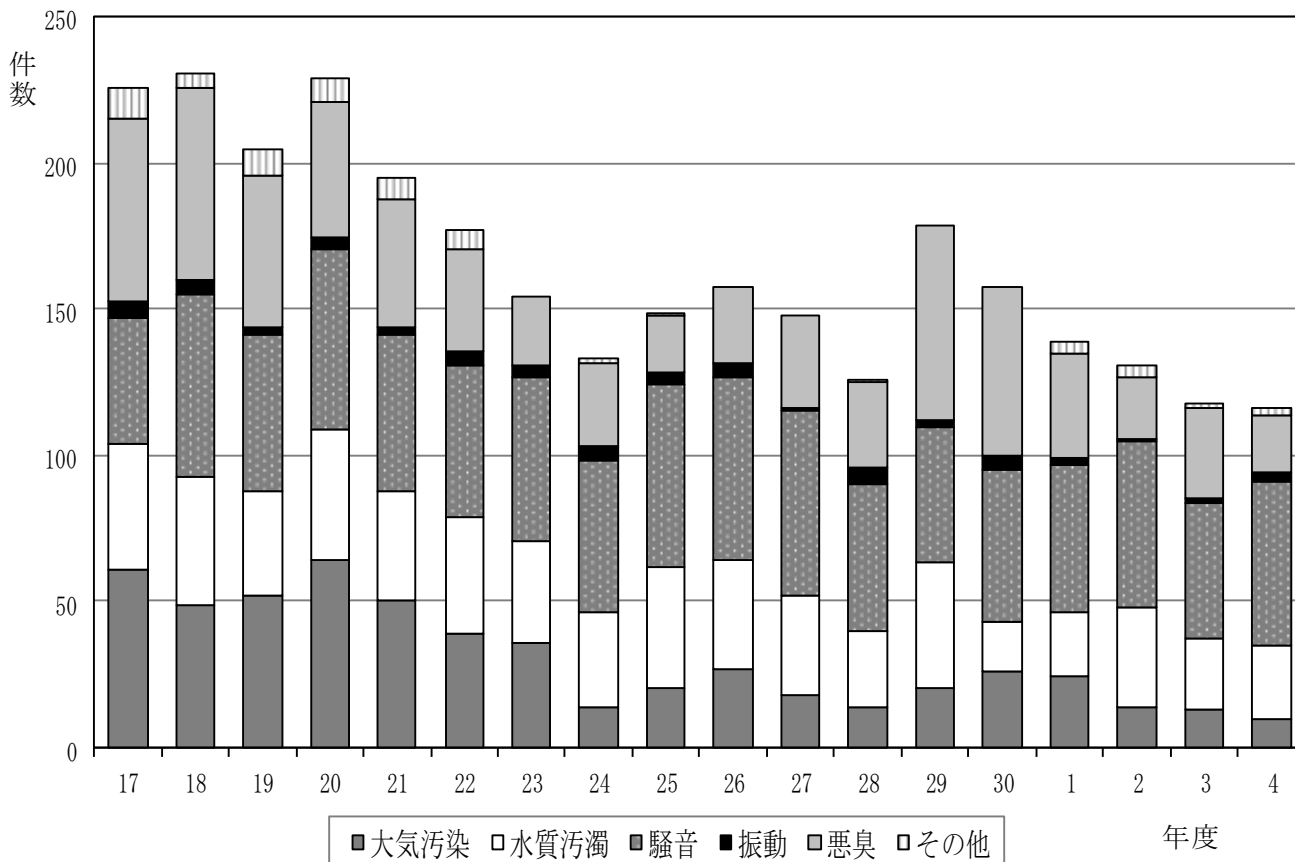
令和4年度における公害苦情件数は、116件でした。

平成17年度以降の公害苦情の種類別受理件数の経年変化は図-5のとおりです。ダイオキシン類の問題が報道された平成11年度以降は焼却による煙(大気汚染)や臭い(悪臭)の苦情が大幅に増加し、平成20年度までは苦情件数が200件を越えていました。平成21年度以降は減少を続け、平成24年度に133件まで下降しました。平成29年度は179件と再び増加し、特に悪臭の苦情が大幅に増加しましたが、平成30年度以降は減少傾向にあります。

近年では大気汚染や水質汚濁の苦情の割合が減少し、相対的に騒音や悪臭等の感覚的な苦情の割合が増加する傾向にあります。

令和4年度の苦情件数は、令和3年度と比べて、水質汚濁苦情が1件、騒音苦情が9件、振動苦情が2件増加しましたが、大気汚染苦情が3件、悪臭苦情が11件減少し、全体の合計では2件の減少となっています。

図-5 公害苦情受理件数の経年変化



(2) 公害苦情の発生状況

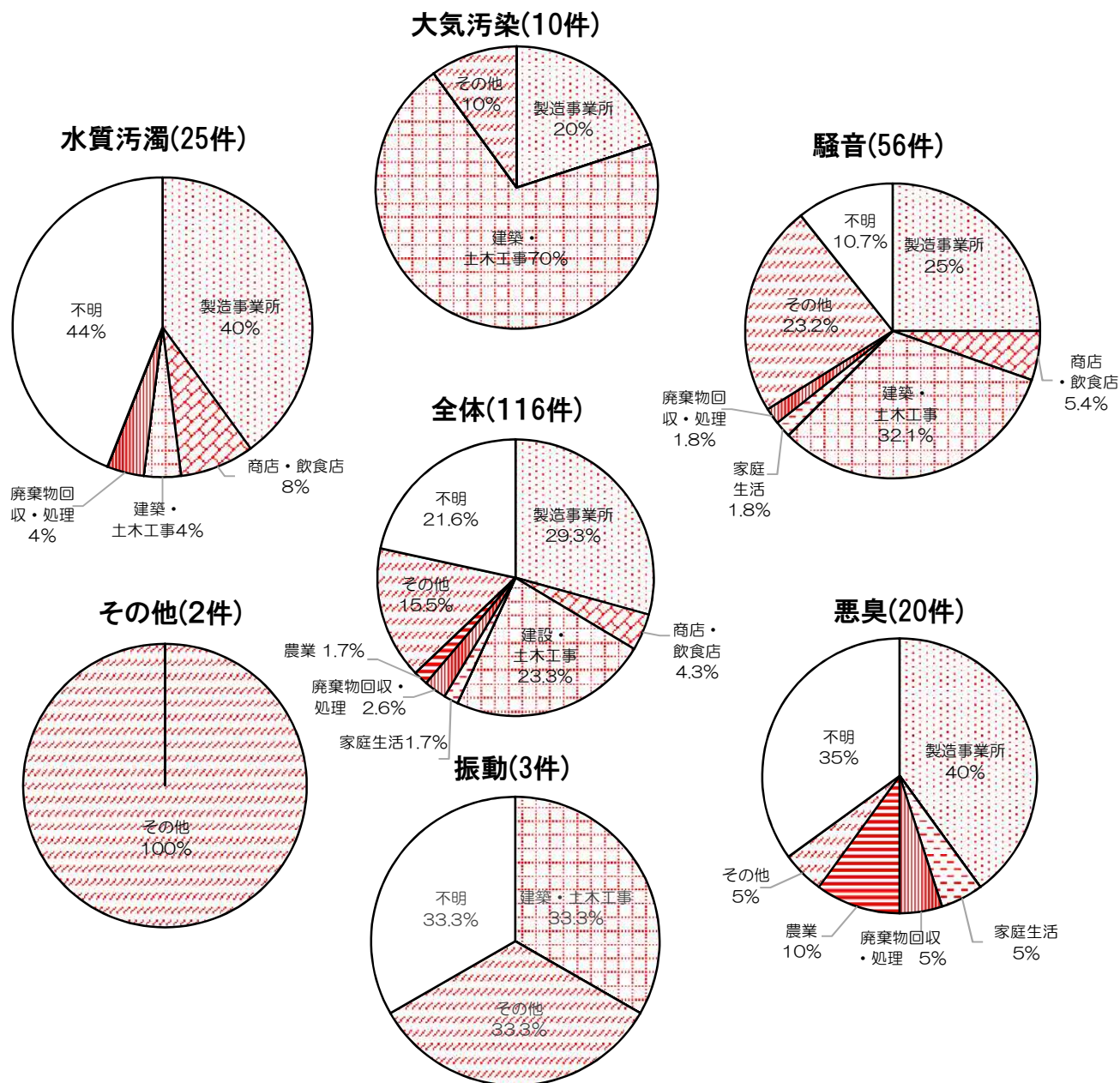
令和4年度公害苦情の種類別受理件数(表-19)は、大気汚染10件、水質汚濁25件、騒音56件、振動3件、悪臭20件、その他が2件でした。

令和4年度公害苦情の種類別の発生源(図-6)は、製造事業所が全体の29.3%を占めています。続いて、建築・土木工事に関する苦情が23.3%でした。製造業、建築・土木工事を合わせると52.6%となり、全苦情の半数以上を占めていました。

表-19 令和4年度公害苦情の種類別受理件数

発生源		種類	種類						合計	構成比(%)
			大気汚染	水質汚濁	騒音	騒音 低周波音	振動	悪臭		
製造事業所	紙・パルプ	1	7	6	0	0	0	0	14	12.1
	機械・金属等	0	0	3	0	0	0	0	3	2.6
	その他	1	3	5	0	0	8	0	17	14.6
	小計	2	10	14	0	0	8	0	34	29.3
商店・飲食店		0	2	3	0	0	0	0	5	4.3
農業(農作業、養豚、養鶏)		0	0	0	0	0	2	0	2	1.7
建築・土木工事		7	1	18	0	1	0	0	27	23.3
修理工場		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
廃棄物回収・処理		0	1	1	0	0	1	0	3	2.6
家庭生活		0	0	0	1	0	1	0	2	1.7
その他		1	0	13	0	1	1	2	18	15.5
不明		0	11	6	0	1	7	0	25	21.6
合計		10	25	55	1	3	20	2	116	100.0
構成比(%)		8.6	21.6	47.4	0.9	2.6	17.2	1.7	100.0	

図－6 令和4年度公害苦情の種類別の発生源

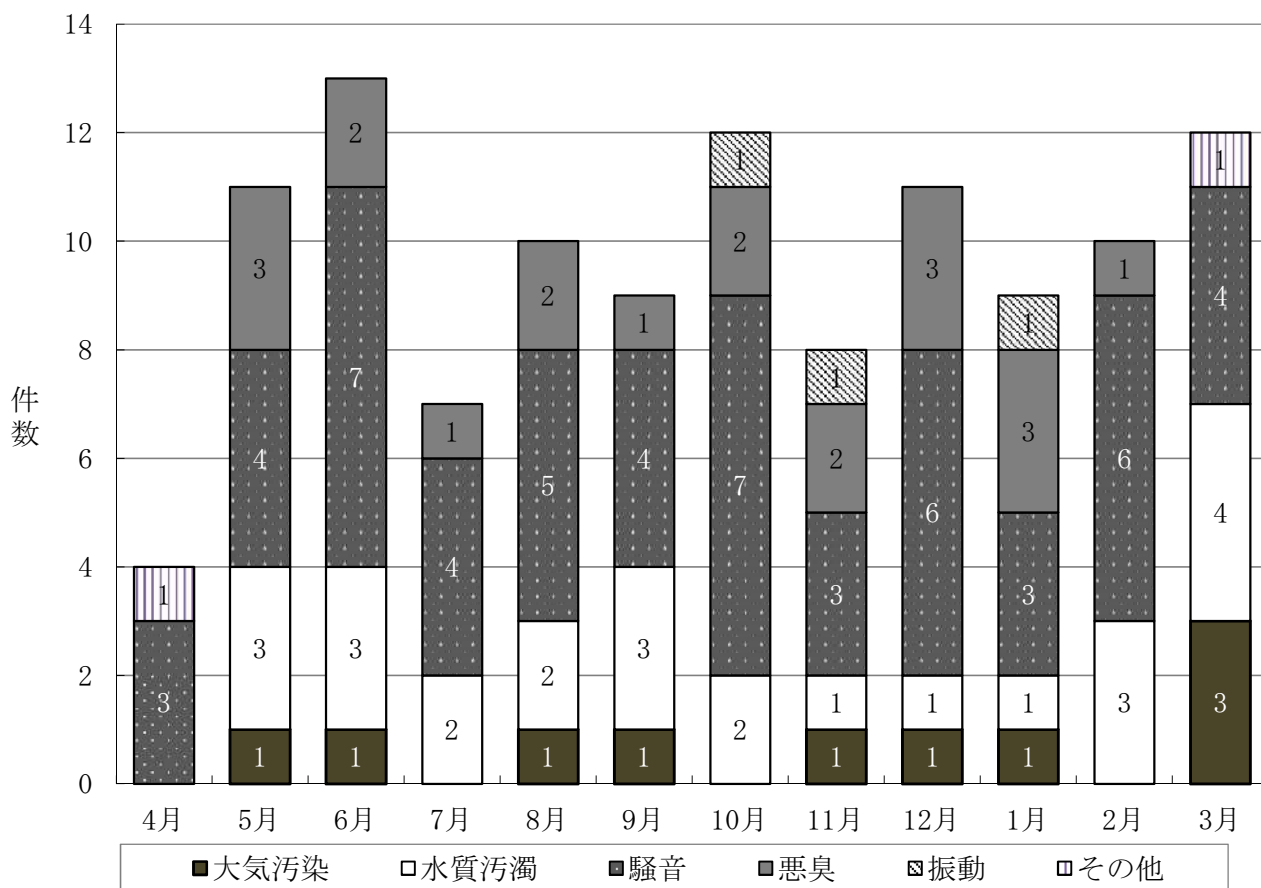


(3) 公害苦情の月別受理件数、用途地域別受理件数

令和4年度公害苦情の月別受理件数(図-7)は、最も多い月が6月で13件、最も少ない月が4月で4件、平均すると一ヶ月あたり約10件でした。一般的には、窓を開け放つ初夏から秋(6月～11月)にかけて苦情件数が多くなる傾向があり、逆に、窓を閉め切る冬季は苦情件数が減少する傾向があります。

令和4年度公害苦情の用途地域別受理件数(表-20)によると、住居の用に供される地域のうち、第一種住居地域のように建築物や業種の規制が比較的緩やかな地域において、苦情が増加している傾向があります。また、工業用地域でありながら住宅の建築が可能な準工業地域及び工業地域の苦情が全体の約15%を占めていますが、これは、住工混在という本市の都市形態によるものと考えられます。

図－7 令和4年度公害苦情月別受理件数



表－20 令和4年度公害苦情用途地域別受理件数

用途地域	種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	騒音 (低周波音)	振動	悪臭	その他	合計	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域		1	3	5	0	2	5	0	16	13.8
第二種低層住居専用地域		0	1	0	0	0	0	0	1	0.9
第一種中高層住居専用地域		0	2	2	0	0	0	0	4	3.4
第二種中高層住居専用地域		1	0	2	0	0	1	0	4	3.4
第一種住居地域		0	1	16	1	1	3	0	22	19.0
第二種住居地域		1	1	4	0	0	0	0	6	5.2
準住居地域		0	0	1	0	0	0	0	1	0.9
近隣商業地域		0	2	1	0	0	0	0	3	2.6
商業地域		0	3	6	0	0	0	1	10	8.6
準工業地域		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
工業地域		0	8	7	0	0	2	0	17	14.6
工業専用地域		1	0	1	0	0	3	0	5	4.3
市街化調整区域		3	4	6	0	0	5	1	19	16.4
不明		3	0	4	0	0	1	0	8	6.9
合計		10	25	55	1	3	20	2	116	100.0



1.2 公害関係法令等による届出状況（令和4年度）

(1) 法に基づく届出件数

大気	水質	騒音	振動	ダイオキシン類	土壌	合計
1,126	124	373	355	35	47	2,060

ア. 大気汚染防止法

ばい煙発生施設	6条	7条	8条	11条		12条	計
	設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
	5	0	5	17	7	0	
VOC発生施設	17条の5	17条の6	17条の7	17条の13			計
	設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
	1	0	0	3	1	0	
一般粉じん発生施設	18条	18条の3	18条の2	18条の13			計
	設置	変更	使用	氏名の変更等	廃止	承継	
	0	0	0	3	0	0	
特定粉じん作業関係	18条の15第6項			18条の17			計
	事前調査結果報告			特定粉じん排出等作業実施			
	1057（電子1057書面0）			22			
水銀排出施設	18条の28	18条の29	18条の30	18条の36			計
	設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
	0	0	1	4	0	0	

※特定粉じん発生施設はすべて廃止されており、新規の届出はありません。

イ. 水質汚濁防止法

5条	6条	7条	10条		11条	計
設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
27	0	39	33	25	0	

ウ. 騒音規制法

6条	7条	8条	10条		11条	14条	計
設置	使用	数等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	特定建設作業	
4	0	8	35	3	2	321	

エ. 振動規制法

6条	7条	8条	10条		11条	14条	計
設置	使用	数等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	特定建設作業	
3	0	8	29	2	1	312	

オ. ダイオキシン類対策特別措置法

12条	13条	14条	18条		19条	28条	計
設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	測定報告	
0	0	0	4	1	0	30	

カ. 土壌汚染対策法

3条			4条	14条	22条		計
報告書提出	調査の猶予	土地の形質変更	土地の形質変更	指定の申請	汚染土壌処理業		
2	2	1	42	0	0		

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出件数

第3条 第3項	第4条 第3項	第5条 第3項	第3条 第3項	第6条 第2項	第6条 第2項	第6条の2 第2項	計
公害防止 統括者	公害防止 管理者	公害防止 主任管理者	公害防止 統括者の 代理人	公害防止 管理者の 代理人	公害防止 主任管理者 の代理人	承継	
18	24	2	16	21	1	0	

(3) 静岡県生活環境の保全等に関する条例による届出件数

大気	水質	騒音	振動	悪臭	合計
4	9	80	41	2	136

ア. 大気関係 (ばい煙/粉じん)

13条/25条	14条/26条	15条/27条	18条/30条		19条/30条	計
設置	使用	構造等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	
0/0	0/0	0/0	0/3	0/1	0/0	

イ. 水質関係

35条	36条	37条	38条	41条			計
設置	有害使用	使用	構造等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	
0	0	0	9	0	0	0	

ウ. 騒音関係

53条	54条	55条	57条			71条	計
設置	使用	数等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	特定建設作業	
19	1	7	21	5	11	16	

エ. 振動関係

80条	81条	82条	84条			88条	計
設置	使用	数等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	特定建設作業	
5	0	10	11	1	1	13	

オ. 悪臭関係

91条	92条	93条	96条			計
設置	使用	構造等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	
0	0	0	2	0	0	

カ. 事前協議関係

大気	水質	計
0	0	0
免除 2	免除 0	免除 2